

平成 29 年 12 月 18 日

会 員 各 位

徳島県経営者協会
専務理事 濱田 行雄

無期転換ルールの特例申請に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、2018年4月以降、労働契約法第18条（無期転換ルール）に基づく無期転換申込権の本格的な発生が見込まれております。

無期転換ルールに関しましては、有期特措法により、定年後継続雇用の高齢者および高度専門職を対象として、都道府県労働局長の認定を受けることで無期転換申込権が発生しないこととする特例制度がございます。

特例制度に関しまして、このほど厚生労働省より経団連を通じ各経営者協会に対し、特例申請が急増していることから、2018年3月末日までに認定を受けることを希望される場合には、2018年1月末日までに申請していただきたい旨、会員企業・団体に周知してほしいとの要請がございました。

つきましては、下記のポータルサイト等をご確認の上、手続きを早めに行ってくださいますようお願いいたします。

なお、本手続きは、e-govによる電子申請も可能となっておりますので、あわせてご案内致します。

敬 具

記

○有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（厚生労働省）

「無期転換ルールの特例に関する申請をする場合はお早めに」（2017年12月）

<http://muki.mhlw.go.jp/news/20171017.html>

○送付資料

- ・有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（写）
- ・無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について
- ・有期特措法に基づく第二種計画認定の流れ

（上記、送付資料の方は徳島県経営者協会ホームページ

<http://www.tokushima-keikyo.com> からでもご覧頂けます。）